



# さまざまな人権課題

【基礎編】

私たちの身の回りには、社会的に少数であったり、弱い立場におかれていたりする人々に対する偏見や誤解から生じるさまざまな差別があります。また、興味本位の噂や心ない中傷などで名誉が傷つけられたり、生活の平穀が侵害されたりすることもあります。さまざまな人権課題への理解を深め、差別や偏見をなくしていくことが大切です。



## ホームレスの人権

2022年(令和4年)1月に行われた調査では、全国で3,448人のホームレスが確認されています。(厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」)

2021年(令和3年)11月に行われた調査では、路上生活に至った理由としては、「仕事が減った」や「倒産や失業」などが多くなっています。また、60歳以上が70.0%、路上生活期間が3年以上の人が68.3%と、高齢化、長期化が進んでいます。(厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」)

## 刑を終えた人・保護観察中の等の人権

刑を終えた人、保護観察中のの人やその家族に対する偏見や差別が根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多くあり、本人に更生意欲があっても社会復帰は難しい状況にあります。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

## アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユカラ)など、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

1997年(平成9年)には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」が成立し、アイヌ固有の伝統文化などに関する知識の普及や啓発を推進することが定められています。また、2019年(令和元年)5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌが日本の先住民族であることが法に明記されました。アイヌの人々の民族としての誇りを尊重するとともに、多様な文化を受け入れることが大切です。



## 拉致被害者等の人権

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いが持たれています。日本政府は、これまで17名を北朝鮮当局による拉致被害者と認定していますが、さらに、この他にも拉致の可能性を否定しきれないケースがあります。

2002年(平成14年)10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局から安否に関する納得いく説明はありません。

北朝鮮当局による日本人拉致は決して許されない国家的犯罪行為・人権侵害であり、北朝鮮に残されているすべての拉致被害者の安全を確保し、速やかに日本に連れ戻さなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが認識を深め、世論を高め、国際社会と協力していくことが必要です。

## 個人情報の保護

自分の知らないところで、自分の住所や家族構成、個人的な情報などが勝手に他の人に知られていて、電話がかかってきたりダイレクトメールが送られてきたりすることがあります。

本来、このような情報は、本人の了解なしに利用されるべきものではありませんし、個人情報の流出によってさまざまな事件やトラブルに巻き込まれることも少なくありません。

また、プライバシーに関わる情報を勝手に広めることは、それだけで重大な人権侵害につながることがあります。

そのため、2005年(平成17年)4月より、「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、行政機関だけでなく、事業所においても個人情報の適正な取扱いが求められています。





# さまざまな人権課題

【基礎編】

## ヘイトスピーチ

近年、特定の民族や国籍の人々などを地域社会から排斥しようとする不当な差別的言動（「特定の民族等に属する集団を一律に排斥する」、「特定の民族等に属する集団の生命、身体等に危害を加える」、「特定の民族等に属する集団を蔑称で呼ぶなどしてことさらに誹謗中傷する」）、いわゆるヘイトスピーチが社会的関心を集めており、2016年（平成28年）6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、決して許されるものではありません。

## 災害発生時の人権問題

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。その中で高齢者や障害者、女性、乳幼児、また性的指向や性自認に関する配慮が十分でなかったことが問題になりました。また、東日本大震災においては、地震や津波に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に起因する差別的言動も発生しています。平時、災害時にかかわらず人権尊重の視点に立った対応・配慮が必要です。



# 人権カレンダー

【基礎編】

国際的なもの...赤色 全国的なもの...青色 滋賀県独自のもの...黒色



月	●月間 ◆週間	記念日等
4	●若年層の性暴力被害予防月間 ◆発達障害者啓発週間(2日～8日)	2日 世界自閉症啓発デー 最終水曜日 国際盲導犬の日
5	●児童福祉月間 ◆憲法週間(1日～7日) ◆児童福祉週間(5日～11日)	3日 憲法記念日
6	●外国人労働者問題啓発月間 ◆男女共同参画週間(23日～29日) ◆ハンセン病を正しく理解する週間(25日を含む週(日曜日～))	1日 人権擁護委員の日 12日 児童労働反対世界デー 20日 世界難民の日 22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日
7	●社会を明るくする運動強調月間 ●滋賀県企業内公正採用・人権啓発推進月間 ●再犯防止啓発月間 ●青少年の非行・被害防止全国強調月間	1日 更生保護の日
8		6日 広島原爆忌 9日 長崎原爆忌 9日 世界の先住民の国際デー
9	●滋賀県同和問題啓発強調月間 ●がん征圧月間 ●障害者雇用支援月間 ◆自殺予防週間(10日～16日) ◆老人週間(15日～21日)	8日 国際識字デー 10日 世界自殺予防デー 15日 老人の日 21日 世界アルツハイマーデー
10	●高年齢者雇用促進月間 ●臓器移植普及推進月間	1日 国際高齢者デー 第1月曜日 世界ハビタットデー(人の住居に関する記念日)
11	●児童虐待防止推進月間 ●子ども・若者育成支援推進強調月間 ◆女性に対する暴力をなくす運動(12日～25日) ◆犯罪被害者週間(25日～12月1日)	11日 介護の日 20日 世界こどもの日 25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー
12	◆人権週間(4日～10日) ◆障害者週間(3日～9日) ◆北朝鮮人権侵害問題啓発週間(10日～16日)	1日 世界エイズデー 3日 国際障害者デー 10日 人権デー
1	◆防災とボランティア週間(15日～21日)	17日 防災とボランティアの日
2		28日 世界希少・難治性疾患の日
3	●自殺対策強化月間 ◆人種差別と闘う人々との連帯週間(21日～27日)	8日 国際女性の日 21日 国際人種差別撤廃デー 24日 世界結核デー